

大阪電気通信大学大学院学則

目 次

第 1 章	総 則
第 2 章	学年、学期及び休業日
第 3 章	入学、退学、休学、除籍及び懲戒等
第 4 章	教育方法、授業科目及び履修方法
第 5 章	試験及び課程修了
第 6 章	学位及びその授与等
第 7 章	科目履修生、研究生及び外国人留学生等
第 8 章	学費及びその他の費用
第 9 章	教員組織、運営組織及び事務組織
第 10 章	付 属 施 設
第 11 章	そ の 他
附 則	
別表第 1	教育課程表
別表第 2	学 費

第1章 総則

(名称)

第1条 本大学に大学院をおき、大阪電気通信大学大学院(以下「本学大学院」という。)と称する。

(目的)

- 第2条 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。
- 2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。
 - 3 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(研究科)

第3条 本学大学院に次の研究科をおく。

- (1) 工学研究科
 - (2) 医療福祉工学研究科
 - (3) 総合情報学研究科
- 2 前項各研究科の目的は、次のとおりとする。
- (1) 工学研究科は、産業基盤の根幹をなす工学及び科学技術の基礎及び応用を教授研究するとともに、高度な工学技術をもって産業社会に貢献しうる専門的な人材を育成することを目的とする。
 - (2) 医療福祉工学研究科は、医療、福祉及びリハビリテーションの各分野に展開しうる工学技術の基礎及び応用を教授研究するとともに、社会生活の質向上に向けて、当該分野で活躍できる専門的な人材を育成することを目的とする。
 - (3) 総合情報学研究科は、映像、メディア分野等多方面に総合的に展開しうる情報技術の基礎及び応用を教授研究するとともに、情報化技術及びコンテンツ制作力をもって、生活文化の向上に寄与できる専門的な人材を育成することを目的とする。
- 3 本学大学院各研究科に研究科委員会をおく。

(課程及び修業年限)

第4条 研究科に博士課程をおく。

- 2 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程を博士前期課程、後期3年の課程を博士後期課程とする。
- 3 博士前期課程は、修士課程として取り扱う。
- 4 修士課程の標準修業年限は、2年とし、在学年限は、4年を超えないものとする。
- 5 博士後期課程の標準修業年限は、3年とし、在学年限は、6年を超えないものとする。
- 6 前2項の規定にかかわらず、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する学生(以下「長期履修学生」という。)がその旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
- 7 長期履修学生の申し出は、入学時に行うものとする。

(専攻及び課程の収容定員)

第5条 本学大学院各研究科の専攻及び課程の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	先端理工学専攻	15名	30名	3名	9名
	電子通信工学専攻	20名	40名	3名	9名
	制御機械工学専攻	30名	60名	5名	15名
	情報工学専攻	35名	70名	5名	15名
医療福祉工学研究科	医療福祉工学専攻	10名	20名	5名	15名
総合情報学研究科	デジタルアート・アニメーション学専攻	10名	20名		
	デジタルゲーム学専攻	10名	20名		
	コンピュータサイエンス専攻	10名	20名	5名	15名

第2章 学年、学期及び休業日

(学年・学期)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

- 2 学年を分けて次の2学期とする。
 - 前期 4月1日から9月15日まで
 - 後期 9月16日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 本学の創立記念日 10月1日
 - (4) 夏期休業日 8月1日から9月15日まで
 - (5) 冬期休業日 12月24日から翌年1月7日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、特に必要な場合には休業日に授業を行うことがある。
 - 3 学長は、必要な場合、研究科委員会の議を経て、休業日を臨時に変更し、又は第1項に定めるもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

第3章 入学、退学、休学、除籍及び懲戒等

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第9条 本学大学院の修士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に定める大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、当該研究科において、所定の単位を優秀な成績をもって修得したものと認められた者
 - (5) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第155条第1項第5号の規定により、文部科学大臣が別に指定する専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (6) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第155条第1項第6号の規定に基づき、文部科学大臣が指定(昭和28年文部省告示第5号)した者
 - (7) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 2 本学大学院の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 専門職学位を有する者
 - (3) 外国において、修士若しくは専門職学位又はこれに相当する学位を得た者
 - (4) 修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第10条 本学大学院に入学を志願する者は、本学大学院所定の書類に入学検定料を添えて指定の期日までに提出しなければならない。

(入学者の選考)

第11条 前条の入学志願者については、選考により入学を許可すべき者を決定する。

2 選考の基準及び方法は、研究科委員会の議を経て学長が定める。

(入学手続及び入学許可)

第12条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、誓約書その他本学大学院所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。
- 3 前項により入学を許可された者は、入学式に出席し、かつ、入学の宣誓をしなければならない。

(編入学、再入学及び転学)

第13条 本学大学院に編入学又は再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ相当年次に入学を許可することができる。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。
- 3 本学大学院から他の大学院に転学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。
- 4 その他編入学及び再入学について必要な事項は、別に定める。

(退学)

第14条 退学しようとする者は、理由を記した退学願を学長に提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得した者は、学期末をもって満期退学したものと取扱う。

(休学)

第15条 疾病その他やむを得ない事情により、3か月以上にわたって修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

(休学の期間)

第16条 休学期間は、学年末を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合は、学長の許可を得て、休学期間を延長することができる。

- 2 修士課程の休学期間は、通算して2年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、更に2年以内に限って延長することができる。
- 3 博士後期課程の休学期間は、通算して3年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、更に3年以内に限って延長することができる。
- 4 休学期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第17条 休学の理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。ただし、休学期間が3か月未満となる場合は、休学許可を取り消す。

(除籍)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第4条第4項及び第5項に定める在学年を超えた者
- (2) 学費の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (3) 死亡した者
- (4) 入学式に正当な理由なく欠席した者又は宣誓しない者

(懲戒)

第19条 本学大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、研究科委員会の議を十分に考慮した上で、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。停学の期間は在学年数に算入しない。ただし、停学の期間が3か月以内の場合には、在学年数に算入することができる。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者についてこれを行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由なくして、出席常でない者
 - (4) 本学大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第4章 教育方法、授業科目及び履修方法

(教育方法)

第20条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

- 2 授業科目は、その授業の方法、内容及び年間の計画並びに成績評価の基準をあらかじめ学生に明示するものとする。
- 3 研究指導は、第38条に規定する教員が行うものとする。

(教育方法の特例)

第20条の2 各専攻においては、教育上必要があると認められる場合、標準修業年限の全期間にわたり、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の大学院等における研究指導)

第20条の3 当該研究科が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第20条の4 各研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(授業の方法)

第20条の5 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第20条の6 本学は、当該研究科の授業及び研究指導の内容及び方法等の改善を図るため、組織的な研修及び研究を行うものとする。

(授業科目及び単位数)

第21条 授業科目、単位等は、別表第1のとおりとする。

- 2 各授業科目の単位数は、次の基準により計算する。
 - (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第22条 修士課程における授業科目の履修は、次のとおりとする。

- (1) 学生は、2年以上在学し必修科目・選択科目を含め30単位以上を修得しなければならない。
- 2 博士後期課程における授業科目の履修は、次のとおりとする。
 - (1) 学生は、3年以上在学し特殊研究を含め12単位以上を修得しなければならない。
- 3 学生は、指導教員の承認を受け、毎年指定する期間内にその学年で履修しようとする授業科目について履修登録を行わなければならない。
- 4 学長は、当該学生の研究上、特に必要と認めた場合に限り、他専攻(他研究科を含む。)又は他大学の大学院で履修した授業科目を本学大学院所定の単位に充当することができる。

(特別の課程)

第22条の2 本学大学院は、教育研究の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するため、文部科学大臣が別に定めるところにより、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

- 2 特別の課程の編成等に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第22条の3 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院において修

得した授業科目の単位を大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなす単位数は、現在在籍している課程において修得した単位以外のものについては、10単位を超えてはならない。

第5章 試験及び課程修了

(試験)

第23条 本学大学院における正規の授業科目を履修した者に対しては、学期末に試験を課するか、又は研究報告を提出させる。

- 2 各授業科目の試験の成績の評価は、A、B、C、Dとし、A(優)、B(良)、C(可)を合格、D(不可)を不合格とする。合格した授業科目については所定の単位を与える。
- 3 前項の規定にかかわらず、特に定める授業科目の成績は、G(合格)、D(不合格)をもって表す。

(修了の要件)

第24条 修士課程の修了の要件は、本学大学院に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該研究科の目的に応じ、修士の学位論文又は特定の課題についての研究及び制作活動の成果の審査並びに最終試験に合格することとする。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間を1年以上とすることができる。

- 2 博士課程の修了の要件は、本学大学院に5年(修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士の学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本学大学院に3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位を有する者又は、学校教育法施行規則第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、本学大学院に入学した場合の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士の学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

第6章 学位及びその授与等

(学位の授与)

第25条 修士の学位は、前条に定める修士の課程を修了した者に対し、学長がこれを授与する。

- 2 博士の学位は、前条に定める博士の課程を修了した者に対し、学長がこれを授与する。

(論文提出による博士の学位)

第26条 前条第2項に定める者の他、本学大学院の博士課程を終わることなくして博士の学位を得ようとする者は、学位論文を提出して、審査を請求することができる。

- 2 本学大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると認められた者に対し、博士の学位を学長が授与する。

(学位の種類)

第27条 本学大学院の各研究科で授与する学位は、次のとおりとする。

研究科	修士課程	博士後期課程
工学研究科	修士(工学)	博士(工学)
医療福祉工学研究科	修士(工学)	博士(工学)
総合情報学研究科	修士(情報学)	博士(情報学)

(学位規則)

第28条 本学大学院の学位について、必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状)

第29条 高等学校教諭一種免許状所有者が、修士の学位を授与されたときは、次の区分により専修免許状の取得資格を有することができる。

研究科名	専攻名	免許状の種類
工学研究科	先端理工学専攻	中学校教諭専修免許状(理科)
		高等学校教諭専修免許状(理科)
	電子通信工学専攻	高等学校教諭専修免許状(工業)
	制御機械工学専攻	中学校教諭専修免許状(技術)
		高等学校教諭専修免許状(工業)
	情報工学専攻	高等学校教諭専修免許状(工業)(情報)

- 2 免許状授与の所要資格の取得方法については、別に定める。

第7章 科目履修生、研究生及び外国人留学生等

(科目履修生)

第30条 本学大学院において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学大学院生の教育研究に支障のない限り、学長は、科目履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目履修生について必要な事項は別に定める。

(聴講生)

第30条の2 本学大学院において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学大学院生の教育研究に支障のない限り、学長は、聴講生として入学を許可することができる。

- 2 聴講生について必要な事項は別に定める。
(研究生)
- 第31条 本学大学院において特定の研究課題について研究することを志願する者があるときは、本学大学院学生の教育研究に支障のない限り、学長は、研究生として入学を許可することができる。
- 2 研究生について必要な事項は別に定める。
(外国人留学生)
- 第32条 外国人で本学大学院に入学を志願する者があるときは、学長は、研究科委員会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。
- 2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。
第8章 学費及びその他の費用
(学費)
- 第33条 入学金及び学費の金額は、別表第2のとおりとする。
(その他の費用)
- 第34条 学費その他学習等に必要の費用は、別にこれを徴収することができる。
(学費等の納入)
- 第35条 学費及びその他の費用の納入については、別に定める。
(休学の場合の学費)
- 第36条 休学期間中の者については、学費を免除し、別に定める在籍料を徴収する。
(既納の学費等)
- 第37条 既納の学費等は、原則としてこれを返付しない。
第9章 教員組織、運営組織及び事務組織
(教員組織)
- 第38条 本学大学院の授業及び研究指導を担当する者は、大阪電気通信大学学則第38条に規定する教授、准教授、講師の中から、大阪電気通信大学大学院担当教員選考基準に規定する資格に該当する専任の教員をもって充てる。
- 2 必要に応じて、他大学の大学院担当教員若しくは、その他の有資格者に授業又は研究指導の担当を依頼することができる。
(科長)
- 第39条 本学大学院各研究科に研究科長(以下「科長」という。)をおき、前条の資格に該当する大学院指導教員をもって充てる。
- 2 科長は、学長を補佐し、その命を受けて本学大学院の運営を遂行し、各研究科内の業務を処理するとともに、各研究科に所属する教員を指揮監督する。
(研究科委員会)
- 第40条 研究科委員会は、研究科における教育研究に関する事項を審議する。
- 2 研究科委員会は、当該研究科の科長及び各専攻の教員をもって組織する。
- 3 科長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。
- 4 科長が職務を遂行できないときは、あらかじめ科長の指名した大学院指導教員が科長の職務を代行する。
(研究科委員会の審議事項)
- 第41条 研究科委員会は、研究科に関する次の事項を審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする。
- (1) 教育課程に関する事項
 - (2) 学生の入学及び課程の修了その他学生の身分の取扱いに関する事項
 - (3) 学位の授与に関する事項
 - (4) 学生の学修指導及び評価に関する事項
 - (5) 学生の補導及び懲戒に関する事項
 - (6) 授業科目及び研究指導担当に関する事項
 - (7) 教育研究予算の配分に関する事項
 - (8) 教員の資格審査に関する事項
 - (9) 科長候補者の選考に関する事項
 - (10) 前各号のほか、この学則で研究科委員会の議を経るべきものと定められた事項
 - (11) 大学院に関する学則及び規則に関する事項
 - (12) 学長から付議又は諮問された事項及び専攻主任会議から提起された事項
 - (13) その他研究科の運営に関する事項
- (専攻主任会議)
- 第41条の2 科長を補佐し研究科の円滑な運営に関する具体的業務を行うために、専攻主任会議をおく。
- 2 専攻主任会議に関する事項は、別に定める。
(事務組織)
- 第42条 本学大学院の事務の処理は、本学事務組織をもって行う。
第10章 付属施設
(図書室)
- 第43条 本学大学院に図書室を設ける。
(施設、設備の共用)
- 第44条 本学大学院の学生は、本学の施設、設備等をその課程の修得並びに研究達成のため使用することができる。
第11章 その他
(諸規則の準用)

第45条 本学大学院学則に定めるほか、本学の学則及びその他の諸規則を準用する。

(学則の改訂)

第46条 本学則の改正は、研究科委員会での意見を参酌し、運営会議の審議を経て学長が理事長に上程し、常任理事会での審議を経て理事会で決定する。

附 則 1

本学則は、平成2年4月1日から施行する。

平成4年4月1日改正・施行

平成5年4月1日改正・施行

平成5年9月24日改正・施行

平成6年4月1日改正・施行

平成6年9月22日改正・施行

平成7年4月1日改正・施行

平成7年7月18日改正・施行

平成8年4月1日改正・施行

平成9年4月1日改正・施行

平成10年4月1日改正・施行

平成11年4月1日改正・施行

平成12年4月1日改正・施行

平成13年4月1日改正・施行

平成13年9月16日改正・施行

平成14年4月1日改正・施行

附 則 2

第5条に規定する平成6年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	前期課程		後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	総合電子工学専攻	20名	30名	5名	15名
	制御機械工学専攻	20名	30名	5名	15名
	情報工学専攻	20名	30名	5名	15名

2 第5条に規定する平成13年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	前期課程		後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	総合電子工学専攻	30名	50名	5名	15名
	制御機械工学専攻	30名	50名	5名	15名
	情報工学専攻	35名	55名	5名	15名

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 第5条に規定する平成18年度および平成19年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科・専攻		平成18年度				平成19年度			
		修士課程		博士後期課程		修士課程		博士後期課程	
研究科名	専攻名	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	総合電子工学専攻	15名	45名	3名	13名	15名	30名	3名	11名
	電子通信工学専攻	20名	20名	3名	3名	20名	40名	3名	6名
	制御機械工学専攻	30名	60名	5名	15名	30名	60名	5名	15名
	情報工学専攻	35名	70名	5名	15名	35名	70名	5名	15名
医療福祉工学研究科	医療福祉工学専攻	10名	20名			10名	20名		
総合情報学研究科	メディア情報文化専攻	20名	40名			20名	40名		
	デジタルゲーム学専攻	10名	20名			10名	20名		

3 改正後の別表第1については、平成17年度以前に入学した者には、従前の当該規定を適用する。

附 則

- この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 第5条に規定する平成18年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科・専攻		年度		平成18年度			
		専攻名		修士課程		博士後期課程	
				入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	総合電子工学専攻	30名	60名	5名	15名		
	制御機械工学専攻	30名	60名	5名	15名		
	情報工学専攻	35名	70名	5名	15名		
医療福祉工学研究科	医療福祉工学専攻	10名	20名				
総合情報学研究科	メディア情報文化学専攻	10名	30名				
	デジタルゲーム学専攻	10名	20名				
	コンピュータサイエンス専攻	10名	10名				

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 第5条に規定する平成19年度および平成20年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科・専攻		年度		平成19年度				平成20年度			
		専攻		修士課程		博士後期課程		修士課程		博士後期課程	
				入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	総合電子工学専攻	15名	30名	3名	11名	15名	30名	3名	9名		
	電子通信工学専攻	20名	40名	3名	6名	20名	40名	3名	9名		
	制御機械工学専攻	30名	60名	5名	15名	30名	60名	5名	15名		
	情報工学専攻	35名	70名	5名	15名	35名	70名	5名	15名		
医療福祉工学研究科	医療福祉工学専攻	10名	20名			10名	20名				
総合情報学研究科	メディア情報文化学専攻	10名	20名			10名	20名				
	デジタルゲーム学専攻	10名	20名			10名	20名				
	コンピュータサイエンス専攻	10名	20名	5名	5名	10名	20名	5名	10名		

附 則

- この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 第5条に規定する平成19年度および平成20年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科・専攻		年度		平成19年度				平成20年度			
		専攻		修士課程		博士後期課程		修士課程		博士後期課程	
				入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	総合電子工学専攻	15名	30名	3名	11名	15名	30名	3名	9名		
	電子通信工学専攻	20名	40名	3名	6名	20名	40名	3名	9名		
	制御機械工学専攻	30名	60名	5名	15名	30名	60名	5名	15名		
	情報工学専攻	35名	70名	5名	15名	35名	70名	5名	15名		
医療福祉工学研究科	医療福祉工学専攻	10名	20名	5名	5名	10名	20名	5名	10名		
総合情報学研究科	メディア情報文化学専攻	10名	20名			10名	20名				
	デジタルゲーム学専攻	10名	20名			10名	20名				
	コンピュータサイエンス専攻	10名	20名			10名	20名				

附 則

- この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 第5条に規定する平成19年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科・専攻		年度		平成19年度			
		専攻		修士課程		博士後期課程	
				入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	総合電子工学専攻	15名	30名	3名	11名		
	電子通信工学専攻	20名	40名	3名	6名		
	制御機械工学専攻	30名	60名	5名	15名		
	情報工学専攻	35名	70名	5名	15名		

医療福祉工学研究科	医療福祉工学専攻	10名	20名		
総合情報学研究科	メディア情報文化学専攻	—	10名		
	デジタルアート・アニメーション学専攻	10名	10名		
	デジタルゲーム学専攻	10名	20名		
	コンピュータサイエンス専攻	10名	20名		

3 総合情報学研究科メディア情報文化学専攻については、改正後の第5条にかかわらず、平成19年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、従前の学則を存続する。

附 則

この学則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 第5条に規定する平成24年度及び平成25年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科・専攻		年度		平成24年度				平成25年度			
		専攻		修土課程		博士後期課程		修土課程		博士後期課程	
研究科	専攻	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	総合電子工学専攻		15名		6名						3名
	先端理工学専攻	15名	15名	3名	3名	15名	30名	3名	6名		
	電子通信工学専攻	20名	40名	3名	9名	20名	40名	3名	9名		
	制御機械工学専攻	30名	60名	5名	15名	30名	60名	5名	15名		
	情報工学専攻	35名	70名	5名	15名	35名	70名	5名	15名		
医療福祉工学研究科	医療福祉工学専攻	10名	20名	5名	15名	10名	20名	5名	15名		
総合情報学研究科	デジタルアート・アニメーション学専攻	10名	20名			10名	20名				
	デジタルゲーム学専攻	10名	20名			10名	20名				
	コンピュータサイエンス専攻	10名	20名	5名	15名	10名	20名	5名	15名		

3 工学研究科総合電子工学専攻については、改正後の第5条にかかわらず、平成24年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、従前の学則を存続する。

附 則

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 工学研究科総合電子工学専攻については、改正後の第29条にかかわらず、平成24年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、従前の学則を存続する。

3 改正後の別表第1については、平成23年度以前に入学した者には、従前の当該規定を適用する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

2 工学研究科各専攻については、改正後の別表第1にかかわらず、平成25年度以前に入学した者には従前の当該規定を適用する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成28年4月1日から施行する。

- 附 則
1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
2 医療福祉工学研究科医療福祉工学専攻及び総合情報学研究科デジタルゲーム学専攻については、改正後の別表第1にかかわらず、平成28年度以前に入学した者には従前の当該規定を適用する。

附 則
この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成30年8月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成30年11月1日から施行する。

別表第1

工学研究科 教育課程表
先端理工学専攻 博士前期課程(修士課程)

専攻分野	授業科目	単位数			修了要件単位数
		必修	選択必修	選択	
総合電子工学	固体物理学特論1(□a)		1		必修科目…12単位 選択必修科目…5単位以上 (□aは所属専攻分野以外から4単位以上、□bは1単位以上) 選択必修科目と選択科目を合わせて18単位以上
	固体物理学特論2(□a)		1		
	半導体工学特論1(□a)		1		
	半導体工学特論2(□a)		1		
	ナノ工学特論			2	
	先端計測特論			2	
物質化学	有機化学特論(□a)		2		履修については、研究指導を担当する教員の指示に従うものとする 合計…30単位以上
	無機化学特論(□a)		2		
	バイオナノテクノロジー特論			2	
	ケミカルバイオロジー特論			2	
	分子分光光学特論			2	
	資源工学特論			2	
基礎科学	量子物理学特論(□a)		2		
	現代物理学特論(□a)		2		
	先端物理学特論			2	
	シミュレーション統計力学特論1			1	
	シミュレーション統計力学特論2			1	
	地球物理学特論			2	
数理解析	複素解析特論(□a)		2		
	微分方程式特論1(□a)		1		
	微分方程式特論2(□a)		1		
	応用解析特論			2	
	現代幾何学特論			2	
	多様体特論			2	
	応用離散数学特論			2	
	数理物理学特論			2	
	確率モデル特論			2	
	現象数理学特論			2	
共通	先端理工英語1(□b)		1		
	先端理工英語2(□b)		1		
	先端理工英語3(□b)		1		
	先端理工英語4(□b)		1		
	ゼミナール1	1			
	ゼミナール2	1			
	ゼミナール3	1			
	ゼミナール4	1			
	特別研究1	2			
	特別研究2	2			
	特別研究3	2			
	特別研究4	2			

先端理工学専攻 博士後期課程

授業科目	授業を行う 年次	単位数		修了要件単位数
		必修	選択	

総合電子工学特殊研究	1-3		12	1科目(12単位)を選定し、履修すること。 ただし、研究指導を担当する教員の科目とする。
物質化学特殊研究	1-3		12	
基礎科学特殊研究	1-3		12	
数理解析特殊研究	1-3		12	

電子通信工学専攻 博士前期課程(修士課程)

専攻分野	授業科目	単位数			修了要件単位数
		必修	選択必修	選択	
光・電子デバイス工学	半導体デバイス工学		2		必修科目…12単位 選択必修科目…10単位以上 選択必修科目と選択科目を合わせて18単位以上 履修については、研究指導を担当する教員の指示に従うものとする 合計…30単位以上
	光デバイス工学		2		
	集積デバイス工学			2	
	波導光学			2	
	光・電子デバイス工学特論			2	
光・マイクロ波工学	電磁波論		2		
	導波工学		2		
	アンテナ工学		2		
	電磁計測特論			2	
	電波応用工学特論			2	
	衛星通信工学特論			2	
	電力システム工学			2	
通信・ネットワーク工学	ネットワーク工学		2		
	情報セキュリティ		2		
	信号処理		2		
	暗号理論特論			2	
	信号システム理論特論			2	
	情報システム工学特論			2	
共通	ゼミナール1	1			
	ゼミナール2	1			
	ゼミナール3	1			
	ゼミナール4	1			
	特別研究1	2			
	特別研究2	2			
	特別研究3	2			
	特別研究4	2			

電子通信工学専攻 博士後期課程

授業科目	授業を行う年次	単位数		修了要件単位数
		必修	選択	
光・電子デバイス工学特殊研究	1-3		12	1科目(12単位)を選定し、履修すること。 ただし、研究指導を担当する教員の科目とする。
光・マイクロ波工学特殊研究	1-3		12	
通信・ネットワーク工学特殊研究	1-3		12	

制御機械工学専攻 博士前期課程(修士課程)

専攻分野	授業科目	単位数			修了要件単位数
		必修	選択必修	選択	
計測制御工学	現代制御特論		2		必修科目…12単位 選択必修科目…8単位以上 選択必修科目と選択科目を合わせて18単位以上 履修については、研究指導を担当する教員の指示に従うものとする 合計…30単位以上
	ロボティクス特論			2	
	計測工学特論		2		
	バイオメカニズム論			2	
	光情報センシング特論			2	
	デジタル信号処理特論			2	
	三次元計測特論			2	
	アクチュエータ工学特論			2	
機械・加工学	機械力学特論		2		
	材料力学特論		2		
	加工学特論			2	
	ナノ計測工学			2	
	CAD工学特論			2	
エネルギー・環境工学	内燃機関特論			2	
	熱工学特論		2		
	環境設計工学			2	
	エネルギー変換工学特論			2	
	水浄化工学特論			2	

	流体工学特論		2	
	電力システム工学			2
共通	テクニカルコミュニケーション1		2	
	テクニカルコミュニケーション2		2	
	国際工学技術特論1			2
	国際工学技術特論2			2
	産学連携機械工学特論			2
	ゼミナール1	1		
	ゼミナール2	1		
	ゼミナール3	1		
	ゼミナール4	1		
	特別研究1	2		
	特別研究2	2		
	特別研究3	2		
	特別研究4	2		

制御機械工学専攻 博士後期課程

授業科目	授業を行う 年次	単位数		修了要件単位数
		必修	選択	
計測制御工学特殊研究	1-3		12	1科目(12単位)を選定し、履修すること。 ただし、研究指導を担当する教員の科目とする。
機械・加工工学特殊研究	1-3		12	
エネルギー・環境工学特殊研究	1-3		12	

情報工学専攻 博士前期課程(修士課程)

専攻分野	授業科目	単位数			修了要件単位数
		必修	選択必修	選択	
情報基礎学	情報数学特論			2	必修科目…16単位 選択必修科目…4単位以上(所属専攻分野以外から修得すること) 選択必修科目と選択科目を合わせて14単位以上
	数理論理学特論			2	
	自然言語処理特論		2		
	システム制御理論特論			2	
	情報通信工学特論			2	
	機械学習特論			2	
	知的信号処理特論			2	
	離散最適化特論		2		
情報処理学	データマイニング特論		2		履修については、研究指導を担当する教員の指示に従うものとする 合計…30単位以上
	パターン認識特論		2		
	知能情報処理特論		2		
	三次元計測特論		2		
	知能ロボット工学特論			2	
	画像情報解析特論		2		
生産管理工学	コンピュータビジョン特論		2		
	計算機統計学特論			2	
	統計工学特論		2		
	CAD特論			2	
計算機基礎学	人間工学特論		2		
	並列処理特論			2	
	知能システム構成論			2	
	理論計算機科学特論		2		
	システムLSI設計特論		2		
視覚情報学	組合せ論特論		2		
	コンピュータグラフィックス特論		2		
	視覚処理特論			2	
	光情報センシング特論		2		
共通	光情報処理特論		2		
	情報工学特別講義			2	
	情報工学演習1	2			
	情報工学演習2	2			
	情報工学演習3	2			
	情報工学演習4	2			
	特別研究1	2			
	特別研究2	2			

特別研究3	2		
特別研究4	2		

情報工学専攻 博士後期課程

授業科目	授業を行う年次	単位数		修了要件単位数
		必修	選択	
情報基礎学特殊研究	1-3		12	1科目(12単位)を選定し、履修すること。 ただし、研究指導を担当する教員の科目とする。
情報処理学特殊研究	1-3		12	
生産管理工学特殊研究	1-3		12	
計算機基礎学特殊研究	1-3		12	
視覚情報学特殊研究	1-3		12	

医療福祉工学研究科 教育課程表

医療福祉工学専攻 博士前期課程(修士課程)

(平成29年度からの教育課程)

専攻分野	授業科目	単位数			修了要件単位数
		必修	選択必修	選択	
生体医工学	ヒューマンインターフェース特論(□a)		2		必修科目…22単位 選択必修科目…4単位以上(□aは所属専攻分野以外から修得すること)
	時系列信号処理特論(□a)		2		
	生体計測特論(□a)		2		
	医用物理学特論(□a)		2		
	医療情報分析学特論(□a)		2		
医療工学	臨床工学特論(□a)		2		選択必修科目と選択科目を合わせて8単位以上
	医療機器学特論(□a)		2		
	医用微小デバイス工学特論(□a)		2		
	生殖医学特論(□a)		2		
福祉工学	福祉情報工学特論(□a)		2		履修については、研究指導を担当する教員の指示に従うものとする
	運動機構学特論(□a)		2		
健康運動科学	健康体力学特論(□a)		2		合計…30単位以上
	身体機能解析学特論(□a)		2		
	運動心理学特論(□a)		2		
	補完代替医療特論(□a)		2		
	ヘルスケア機器学特論(□a)		2		
リハビリテーション科学	臨床運動学特論(□a)		2		
	スポーツ傷害理学療法特論(□a)		2		
	地域高齢者特論(□a)		2		
	運動計測学特論(□a)		2		
	運動発達学特論(□a)		2		
共通	医療福祉工学総論	2			
	特別講義1			2	
	特別講義2			2	
	ゼミナール1	1			
	ゼミナール2	1			
	ゼミナール3	1			
	ゼミナール4	1			
	特別演習1	2			
	特別演習2	2			
	特別演習3	2			
	特別演習4	2			
	特別研究1	2			
	特別研究2	2			
	特別研究3	2			
特別研究4	2				

医療福祉工学専攻 博士後期課程

授業科目	授業を行う年次	単位数		修了要件単位数
		必修	選択	
生体医工学特殊研究	1-3		12	1科目(12単位)を選定し、履修すること。 ただし、研究指導を担当する教員の科目とする。
医療工学特殊研究	1-3		12	
福祉工学特殊研究	1-3		12	
健康運動科学特殊研究	1-3		12	
リハビリテーション科学特殊研究	1-3		12	

総合情報学研究科 教育課程表
デジタルアート・アニメーション学専攻 博士前期課程(修士課程)

専攻分野	授業科目	単位数		修了要件単位数
		必修	選択	
芸術	比較映像特論		2	必修科目…12単位
	情報音響芸術表現特論		2	
	マインドデザイン特論		2	選択科目…18単位
	イメージビジュアルライゼーション特論		2	
	ビジュアルデザイン特論		2	
	ミクストメディアアート特論		2	
	ハイブリッドアニメーション特論		2	
	キャラクターコミュニケーション特論		2	
	写真文化特論		2	
映像文化特論		2		
情報	エンターテインメント工学特論		2	履修については、研究指導を担当する教員の指示に従うものとする
	アートマネジメント特論		2	
	マーケティング特論		2	
	メディアコミュニケーション特論		2	
共通	ゼミナール1	1		合計…30単位以上
	ゼミナール2	1		
	ゼミナール3	1		
	ゼミナール4	1		
	特別研究1	2		
	特別研究2	2		
	特別研究3	2		
	特別研究4	2		

デジタルゲーム学専攻 博士前期課程(修士課程)

(平成29年度からの教育課程)

専攻分野	授業科目	単位数			修了要件単位数
		必修	選択必修	選択	
情報	情報ハードウェア特論			2	必修科目…14単位
	情報アーキテクチャ特論			2	
	ソフトウェア構成学特論			2	選択必修科目…2単位
	教育ゲーム特論			2	
	プログラミング環境特論			2	選択科目…14単位
	問題解決特論			2	
	アニメーションプログラミング特論			2	
デジタルメディアデザイン特論			2	履修については、研究指導を担当する教員の指示に従うものとする	
芸術	デジタルゲーム特論				2
	ゲーム・グラフィックス特論				2
	ビジュアルデザイン特論				2
	ゲームアート特論				2
プランニング・プロデュース特論			2		合計…30単位以上
共通	デジタルゲーム学研究	2			
	プレゼンテーション実習1		1		
	プレゼンテーション実習2		1		
	プレゼンテーション実習3		1		
	プレゼンテーション実習4		1		
	ゼミナール1	1			
	ゼミナール2	1			
	ゼミナール3	1			
	ゼミナール4	1			
	特別研究1	2			
	特別研究2	2			
	特別研究3	2			
	特別研究4	2			

コンピュータサイエンス専攻 博士前期課程(修士課程)

専攻分野	授業科目	単位数		修了要件単位数
		必修	選択	
情報科学	情報理論特論		2	必修科目…20単位

	アルゴリズム特論		2	選択科目…10単位 履修については、研究指導を担当する教員の指示に従うものとする 合計…30単位以上
コンピュータシステム	オペレーティングシステム特論		2	
	計算機援用工学特論		2	
	情報ネットワーク特論		2	
	メディアシステム	コンピュータグラフィックス応用工学		
	バーチャルリアリティ特論		2	
	ロボティクス特論		2	
	コンピュータビジョン特論		2	
共通	コンピュータサイエンス演習1	2		
	コンピュータサイエンス演習2	2		
	コンピュータサイエンス演習3	2		
	コンピュータサイエンス演習4	2		
	ゼミナール1	1		
	ゼミナール2	1		
	ゼミナール3	1		
	ゼミナール4	1		
	特別研究1	2		
	特別研究2	2		
	特別研究3	2		
	特別研究4	2		

コンピュータサイエンス専攻 博士後期課程

授業科目	授業を行う年次	単位数		修了要件単位数
		必修	選択	
コンピュータ基礎学特殊研究	1-3		12	1科目(12単位)を選定し、履修すること。ただし、研究指導を担当する教員の科目とする。
メディア情報学特殊研究	1-3		12	
ゲーム・エンターテインメント情報学特殊研究	1-3		12	

別表第2

入学金及び学費(年額)

内訳		金額(円)
入学金		100,000
学費	授業料	900,000
	実験実習料	150,000
合計		1,150,000

(注) 修士課程に引続き博士後期課程に進学する者の博士後期課程の入学金は、これを免除する。